

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 職 の 概 要	文化財業務指導専門員 文化財調査等に係る業務を円滑に推進し、市の文化財保護を図る目的で設置する職であり、文化財保護業務全般に関わる業務指導等を担います。
募 集 人 数	パートタイム：1人程度
申込受付期間	令和7年1月27日（月）午前8時30分から 令和7年2月3日（月）午後5時15分まで
業 務 内 容	文化財保護行政全般に係る業務指導、埋蔵文化財や歴史的資料の発掘調査及び研究等
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和7年4月1日に採用可能である人 2 パートタイム（週29時間）の勤務が可能である人 3 <u>発掘調査等の専門的な技術及び能力（※1）を有している人</u> ※1…履歴書（申込書）の「文化財の取扱いに関わる実務：① 発掘調査等の専門的な技術・能力」の該当箇所全てに☑があること。 4 <u>行政機関が担う埋蔵文化財業務全般の指導（※2）が可能である人</u> ※2…履歴書（申込書）の「文化財の取扱いに関わる実務：②埋蔵文化財行政の知識・経験」の該当箇所全てに☑があること。 5 <u>文化財の活用について実績（※3）がある人</u> ※3…履歴書（申込書）の「文化財の取扱いに関わる実務：③文化財の活用に関する経験」の該当箇所全てに☑があること。 （※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。） (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	1 提出書類 (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 自己アピールシート【指定様式】 各設問に沿って、自己アピールシートを作成してください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（文化財業務指導専門員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。

試 験	日 時	令和 7 年 2 月 4 日（火）から令和 7 年 2 月 7 日（金）の期間 内で設定 ※事前に電話で連絡します。
	場 所	三次市役所会議室（三次市十日市中二丁目 8 番 1 号）
	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験，約 1 0 分）
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	合否については，面接試験，書類選考等による総合的な審査 により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は，試験当日にお知らせします。受験者全員 に合否の結果を文書で通知します。なお，電話等での合否の 問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 （職種別）	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用 候補者の名簿登録期間は，令和 8 年 3 月 3 1 日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を令和 7 年 4 月 1 日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については，この試験の実施及 び採用後の人事管理上の目的に限り使用します。	
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市役所・各支所のほか，三次市内の公共施設
	勤 務 時 間	パートタイム：週勤務時間の割振りにより別途定める ※休憩時間 6 0 分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休 日	土・日曜日，祝日，年末年始（12/29～1/3） ※振替有 ※パートタイム勤務者について，週勤務時間の割振りによっ ては指定休有
	休 暇 制 度	年次有給休暇，特別休暇（有給・無給）ほか
	給 料 ・ 報 酬	（特殊又は専門的な職の報酬，文化財業務指導専門員） パートタイム：月額 2 4 5 , 0 0 0 円
	手 当 制 度	時間外勤務報酬，休日勤務報酬，通勤手当（費用弁償）， 期末手当ほか
	福 利 厚 生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員），厚生年金保険， 雇用保険，災害補償等
	服 務	次に掲げる服務規程が適用されます。 パートタイム：地方公務員法第 3 0 条から第 3 7 条の規定
申 込 ・ 問 合 せ 先	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第 2 8 条（分限）及び第 2 9 条（懲戒）の規定 が適用されます。
	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市教育委員会教育部社会教育課文化学習係（市役所本館 5 階） TEL 0824-62-6191 FAX 0824-62-6288 受付時間：月～金曜日（祝日を除く）の 8：30～17：15	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は，その規定に従います。